

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	専用水道又は簡易専用水道に対する給水停止命令	
根 拠 法 令	水道法	
根 拠 条 項	第37条	
連 絡 先	621-5213	
処 分 基 準	基 準	<p>1 処分の要件 次の場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるとき。 ①専用水道又は簡易専用水道の設置者が、法第36条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合 ②専用水道の設置者が、法第36条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合</p> <p>2 処分の内容 次の間において、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。 ①当該専用水道又は当該簡易専用水道の設置者が、法第36条第1項又は第3項の規定に基づく指示に係る事項を履行するまでの間 ②当該専用水道の設置者が、法第36条第2項の規定に基づく勧告に係る事項を履行するまでの間</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）